

金融商品販売に関する勧誘方針

1. 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況および契約の目的に照らして配慮すべき事項

当社は、お客様の投資経験、投資目的、資力等の把握に努め、お客様の意向と実情に適合した投資勧誘を行うことに努めております。勧誘にあたっては商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めております。

なお、当社は、金融機関等（年金基金、金融商品取引業者等を含む）を勧誘対象としていて、個人のお客様や一般企業のお客様への勧誘は行っておりません。

2. 勧誘の方法および時間帯に関して勧誘の対象となる者に配慮すべき事項

当社は、勧誘にあたっては、常にお客様の信頼の確保を第一主義とし、法令・諸規則を遵守し、お客様本位の投資勧誘に徹します。お客様に対して不確実な事項に関して断定的判断を提供したり、または確実であると誤認させるおそれのある勧誘行為は行いません。

当社は、電話や訪問による勧誘を行う際には、お客様の迷惑となる時間帯には行いません。

お客様が勧誘の打ち切りをご希望された場合には、直ちに勧誘行為を停止いたします。勧誘に関して中断をご希望される場合には、その旨を担当者までご連絡ください。

3. その他勧誘の適正の確保に関する事項

当社は、適切な勧誘が行われるように、役職員に対して勧誘に関しての適正性確保の重要性について社内研修を定期的に行います。

当社は、金融商品取引法および関係法令を遵守して適切な勧誘が行われるように内部管理体制の強化に努めております。

当社の役職員は、お客様の信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の習得、研鑽に努めております。